小松島市犯罪被害者等支援条例を制定しました

犯罪被害者やそのご家族・ご遺族に対する支援に取り組むため、「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本的事項を定めた「小松島市犯罪被害者等支援条例」を制定し、10月1日から施行しました。

犯罪被害者の方等が再び平穏な日常生活を送れるよう、警察等関係機関と連携し、支援を行います。

支援の概要

相談窓口の設置

人権推進課職員が相談に応じます。

情報提供や市役所で手続き可能な制度の案内などを行うほか、必要に応じて関係機関への連絡調整などを行います。

支援金の支給

- 重傷病支援金（10万円）
- 遺族支援金（30万円）
- カウンセリング等費用支援金（上限5万円）
- 転居費用支援金（上限15万円）

※支援金の支給については、条件があります。

女性の人権問題について

11月12日(日)から11月25日(土)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者などからの暴力（DV）やセクシュアルハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。

この機会に女性に対する暴力の問題について一緒に考えてみませんか。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間は11月15日(水)から21日(火)まで

女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、電話相談の強化週間を実施します。

※相談は無料、秘密は厳守します。

【電話受付時間】

平日　午前8時30分から午後7時まで

土日　午前10時から午後5時まで

※通常は平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【相談電話番号】☎0570・070・810

（全国共通ナビダイヤル）

※一部IP電話からはご利用できない場合があります。

問 徳島地方法務局人権擁護課 ☎088・622・4894

相談・問 市人権推進課 ☎32・2122／FAX33・3525

✉ jinkensuishin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

松苗A

水澄むや岸辺の草の色沈め　小松島町　西本　潤

一山の藪を傾す野分かな　田野町　富永　瞳

桐一葉織田信長の能の舞　日開野町　貝出　節

話すより聞き役が好き吾亦紅　堀川町　澤井　英子

秋茄子をもぐ指先の染まるかに　小松島町　竹内奈緒美

爽やかや山湖の波の濃く淡く　日開野町　瀧　敦子

牛の鳴く声の果てなる秋の雲　坂野町　川内　時男

問＝お問い合わせ先

小松島市役所　代表☎32・2111　〒773-8501　徳島県小松島市横須町1番1号
電話番号に市外局番の記載がない場合、市外局番は「0885」です。